



倉吉市の発達障がい支援体制 整備について

倉吉市福祉保健部子ども家庭課
塚根智子

I 主な資源等の状況

人口 51,703人(平成20年3月末現在)

児童数 8,526人

(内 就学前 2,586人、小学校 2,830人、中学生 1,490人)

出生数 年間450人程度

(合計特殊出生率 1.68(平成18年))

保育所 24か所(定員 1,820人)・・・公立11、私立13

幼稚園 3か所(定員 520人)・・・私立3

子育て支援センター センター型(1)、保育所併設小規模型(4)

児童館・児童センター 10か所、放課後児童クラブ 15か所



■保健福祉等関係機関・施設

- ・自閉症・発達障害支援センター(1)
- ・児童デイサービス(3)、肢体不自由児通園施設(1)、知的障害児施設(1)
- ・児童相談所(1)、保健所(1)、専門医として県立病院小児科に脳神経小児科医1名を常勤配置
- ・障害者就業・生活支援センター(1)、障害者地域生活支援センター(2)、障がい関係施設・作業所、ハローワーク 等



■教育関係

- ・ 小学校(14)、中学校(5)、高等学校(5)、特別支援学校(1)
- ・ LD等専門員
(2名 特別支援学校・県中部教育局に配置)
- ・ 特別支援教育コーディネーター
(1名 特別支援学校に配置)
- ・ 特別支援教育主任(各小中高校に1名指名)
- ・ 特別支援学級、通級指導教室(2)、ことばの教室(1)、きこえの教室(1)



■乳幼児健診(受診率 98%程度)

- 6カ月、1歳6カ月(フォローの場として親子教室を月1回開催)、3歳
- 5歳(発達相談 アンケートで1次スクリーニング100%実施)

■新生児(乳児)訪問(98%程度)

こんにちは赤ちゃん事業との連携(保育士の訪問)



☆市の担当課

- ・福祉保健部保健センター
母子保健(乳幼児健診等)
- ・福祉保健部子ども家庭課
18歳未満の障がい児、保育所、幼稚園、児童館・
児童センター、放課後児童クラブ、ひとり親家庭、
児童虐待、家庭児童相談、DV等
- ・福祉保健部福祉課
18歳以上の障がい者、生活保護等
- ・教育委員会学校教育課
小中学校(指導主事等を配置)



Ⅱ 取り組みの状況

平成17年度～19年度

- ・鳥取県発達障害支援体制整備モデル事業の実施
- ・厚生労働科学研究2班(早期支援のシステムづくり等)に共同研究者として参加

平成19年度～

- ・厚生労働省「発達障害者支援モデル事業」、文部科学省「発達障害早期総合支援モデル事業」の実施



■ 取り組みの主な柱

1 早期発見、早期支援から 教育・就労につなげる体制の整備

- (1) 乳幼児健診の見直しと健診後のフォロー体制の整備
- (2) 専門医・専門職員による巡回相談及び現場指導
(保育所・幼稚園・施設等対象)
- (3) 関係職員・保護者研修
(保健師、保育園・幼稚園・学校・施設ほか関係機関職員、保護者等対象)
- (4) 専門医(脳神経小児科・精神科)との連携、
医療関係者との連携・啓発
(医療機関、医師会等との連携)



2 生涯を通じた支援体制の整備

- (1) 継続した支援の体制づくり
(担当窓口(コーディネーター)の設置、
個別支援計画の作成、移行支援会議の開催 等)
- (2) 地域の支援ネットワークづくり
(保護者、保健・医療・福祉・教育・就労関係者、地域住民
等で構成する支援組織の設置、地域住民・事業主等へ
の啓発 等)
- (3) 人材育成システムの検討
- (4) データ管理システムの検討
(個別支援計画の作成と併せ、乳幼児健診から一貫し
て支援する体制の整備)

■取り組みの経過

1 早期発見、早期支援から教育・就労につなげる体制の整備

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	ま と め
(1)乳幼児健診の見直しと健診後のフォロー体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児健診の見直し（問診票の追加、発達障害支援センターの参加等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●1歳6か月児健診の見直し（問診票の追加、発達障害支援センターの参加等） ●健診後のフォロー <ul style="list-style-type: none"> ・親子教室開始（1歳6か月児健診後） ・保育所等の巡回相談の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●1歳6か月児健診追加問診票を再検討 ●子育て支援センターとの連携 ●5歳児発達相談後のフォローとして小学校通級指導教室の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児健診の追加問診票を再検討 ●5歳児発達相談に教育委員会指導主事の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●問診票の追加により、フォロー児が増加した ●保育・教育との連携機能の向上が図れた
(2)巡回相談及び現場指導	<ul style="list-style-type: none"> ●専門医、自閉症・発達障害支援センター職員による（保育所・幼稚園対象） 			<ul style="list-style-type: none"> ●現場指導にスーパーバイザーを追加（放課後児童クラブ、児童館・児童センターも対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士の発達障がい理解と保育技術の向上が図れた ●発見・気づきの機能が向上した
(3)関係職員・保護者研修	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の感覚運動研修 ●保健師（コーディネーター）の療育現場での研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の感覚運動研修 ●就労支援研修 ●保育士の療育現場での研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の感覚運動研修 ●応用行動分析研修（関係者全体対象、中学校区毎） ●保護者研修 ●就労支援研修 ●保育士・保健師の療育現場での研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の感覚運動研修 ●保育士の初任者研修 ●放課後児童クラブ、児童館職員研修 ●リーダー研修（保育士・教諭等対象） ●応用行動分析研修（中学校区毎） ●保育実践事例集の作成等 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育の質の向上が図れた ●教育との合同研修により相互理解が深まった

2 生涯を通した支援体制の整備

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	まとめ
(1)継続した支援の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がい担当職員（コーディネーター）の配置 ●行政内部の役割分担の検討 ●移行支援会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●体制についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「倉吉市個別支援計画」作成 		<ul style="list-style-type: none"> ●コーディネーターの配置により相談機能の向上、関係機関との連携が進んだ ●保健・福祉・教育の連携が進み、事業の見直しが図れた
(2)地域の支援ネットワークづくり（啓発事業含む）	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がい支援体制整備検討委員会の設置（保護者、保健・医療・福祉・教育・就労関係者、地域住民等で構成） ●幼児期から青年期までの実践発表会（発表者：保育士・教諭・保護者・施設職員等）（平成16年度から） ●関係者会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●実践発表会 ●啓発研修（医療関係者対象、一般対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ●体制整備検討委員会の事務局を教育委員会と合同で設置 ●医療関係者向けリーフレット作成 ●実践発表会 ●啓発研修（一般対象） ●自閉症の青年を市立図書館に臨時職員として雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ●実践発表会 ●啓発研修（医療関係者対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門機関同士の連携が進んだ
(3)人材育成システムの検討	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師（コーディネーター）の療育現場での研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●親子教室担当者・子育て支援センター職員、保育士等の療育現場での研修、及び親支援プログラムファシリテーター養成研修受講 	<ul style="list-style-type: none"> ●合同研修会の開催（中学校区毎の保育・教育・児童クラブ・支援施設等職員対象） ●子育て支援センター職員、保育士等の療育現場での研修、及び親支援プログラムファシリテーター養成研修受講 	<ul style="list-style-type: none"> ●リーダー研修の開催（保育士・教諭等対象） ●初任者研修の開催（保育士等対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ●系統だった継続した研修が必要

倉吉市の障がいのある児童等への年代別支援体制

市担当課 (相談窓口)	子ども家庭課(ケアマネジメント、地域の支援ネットワークづくり)				福祉課(ケアマネジメント、地域の支援ネットワークづくり)	
	保健センター母子保健担当(就学前)		学校教育課指導主事(小・中学校)		(特別支援学校については特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと、高校については中部教育局指導主事と連携)	
所属等	保育所		小学校	中学校	高校	大学等 施設・作業所・一般就労
	(親子教室)	幼稚園 (子育て支援センター)	養護学校(小学部) (放課後児童クラブ 等)	(中学部)	(高等部)	
乳幼児健診	6か月児 1歳6か月児	3歳児 5歳児				
医療・診断	保健所(発達クリニック)		厚生病院(脳神経小児科)		倉吉病院(精神科)など	
療育	児童デイサービス(倉吉東こどもの発達デイサービスセンター・中部療育園、皆成学園)、					
	知的障がい児施設皆成学園					
	肢体不自由児通園施設中部療育園					
教育支援			特別支援教育主任(各小・中・高等学校)			
			特別支援学級			
			ことばの教室、きこえの教室			
	(就学前児童の相談支援)		まなびの教室(LD・ADHD)			
			「レインボー」通級指導教室(自閉症)			
		広汎性発達障害専門教員				
就労支援					職業安定所、障害者職業センター(ジョブコーチ)、障害者就業・生活支援センター	
相談・支援・判定・指導	自閉症・発達障害支援センター					
相談・支援			LD等専門員、特別支援教育コーディネーター			
					中部教育局指導主事(LD等専門員)	
	児童相談所				更生相談所	
地域療育担当支援員				障害者地域生活支援センター		



■ 取り組みの基本として

- 共に考え、共に行う
- システムと人材育成